

※特例転出とは、転入先の住所地に転出証明書を提出せずに転入できる手続です。詳しくは、用紙右下 内を参照ください。 *申請者のうち、2は15歳未満の人のみが転出する場合です。3の場合は疎明資料が必要です。

太枠の中をのいていねいに記入または○をして下さい。(虚偽の届出は法律で罰せられます)

| | | | | | | | |
|--------------------------|-------------------------------------|---|----------|-----------------------------|-----|--|---|
| 届出日 | 令和 年 月 日 | 届出の種類 | 国内 海外 | 世帯全部 世帯一部 (世帯主変更 有・無) | 申請者 | 1.本人 2.世帯主(員) 3.法定代理人() 氏名 (Name) 署名(手書き)をお願いします。 *3の場合のみ住所も記入してください() 電話 (Tel) *平日昼間に連絡のとれる電話番号をご記入ください。 | 本人確認欄(職員記入欄) 免・パ・住個カ・障・在特 () 保・年・介・社学・カ通・住カA () |
| 異動日 (Date of move) | *新住所に住み始めた日または引越し予定日 平成・令和 年 月 日 | ★用紙右下 <input type="checkbox"/> 内を確認し、どちらかに○をしてください。 (1) 転出 (2) 特例転出 ※ | | | | | |
| 旧住所 (Former address) | 東京都 国分寺市 | | | | | | フリガナ 旧世帯主 (The head of household) |
| 新住所 (Current address) | 都道府県 | | | | | | フリガナ 新世帯主 (The head of household) |
| 本籍 | 都道府県 | | | | | | フリガナ 筆頭者 |

| 転出した(する)人 | フリガナ | 氏名 (Full name) | 生年月日 | 性別 | 続柄 | 学校 | 国保 | 退 | 後医 | 介護 | 国民年金 | 児手乳医 | 印鑑 | 住個 | 署電 | 受付 |
|-----------|------|----------------|-------|----|----|----|----|---|----|----|------|------|----|----|----|----|
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | | | 明大昭平令 | 男 | | 小 | 有 | 本 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 審査 |
| 2 | | | 年 月 日 | 女 | | 中 | 無 | 扶 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 入力 |
| 3 | | | 明大昭平令 | 男 | | 小 | 有 | 本 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 照合 |
| 4 | | | 年 月 日 | 女 | | 中 | 無 | 扶 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | |
| 5 | | | 明大昭平令 | 男 | | 小 | 有 | 本 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 印鑑 |
| | | | 年 月 日 | 女 | | 中 | 無 | 扶 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 附票 |
| | | | 明大昭平令 | 男 | | 小 | 有 | 本 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 電算 |
| | | | 年 月 日 | 女 | | 中 | 無 | 扶 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | |

| 世帯主変更による続柄修正 *世帯主が転出して残る人がある場合のみ記載 | | |
|------------------------------------|---|-----|
| 残る人の氏名 | 旧 | 新 |
| *1には新たに世帯主になる人をご記入ください | | 世帯主 |
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |

★郵送による転出の手続きについては(1)通常の転出と(2)特例転出があります。
 転出する人の中に、個人番号カードまたは住民基本台帳カード(以下、「個人番号カード等」という。)を持っている人がいる場合は、「(2)特例転出」を選択することができます。※特例転出とは、転入先の住所地に転出証明書を提出せずに転入できる手続です。ただし、実際に新住所に住み始めた日から14日以上経過している場合等で個人番号カード等の継続利用が出来なくなっている場合や個人番号カード等のパスワードを忘れた場合は「(1)転出」で手続をお願いします。

(1)転出...転出証明書を送付いたします(海外転出を除く)。
 【必要なもの】①この届出書、②返信用封筒(宛名と旧住所または新住所を送付先として記載の上、返信用の切手*を貼ったもの。海外の場合は不要。)、③本人確認書類(左下参照)のコピーを送付してください。 *84円(速達は344円)

(2)特例転出...転出処理終了、市役所よりの電話連絡させていただきます。転入先で個人番号カード等を持参して転入手続を行ってください。
 【必要なもの】①この届出書、②本人確認書類(左下参照)のコピーを送付してください。
 転入手続は実際に住み始めた日から14日以内、またはこの届出書の異動日欄に記載の引越し予定日から30日以内に行ってください。その日を超えると個人番号カード等は無効となり継続利用が出来なくなりますので、あらたに(1)の方法で再申請し、転出証明書の交付を受けていただくこととなります。

※特例転出についてはその他条件があります。その他ご不明な点がございましたら、市民課庶務係までお問い合わせください。

※本人確認書類(申請者のものが必須です)
 運転免許証・旅券(パスポート)・個人番号カード・住民基本台帳カードなどの官公署発行の顔写真付きのものいずれか1点のコピー。それらをお持ちでない場合は、保険証・年金手帳・クレジットカード・銀行のカードまたは通帳など2点以上のコピー。※全て有効期限内で、住所記載面があるものはその部分も含めてコピー。※通知カード不可